

2025年度（令和7年度）公立大学法人北九州市立大学における 障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、2025年度（令和7年度）における、本法人の障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための事項を定めるものとする。

2 調達の基本的な考え方

- （1）障害者就労施設等からの調達の推進については、全学で取り組むものとする。
- （2）予算の適正な使用に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- （3）物品等の調達にあたっては、可能な限り市内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

3 対象となる施設等

本方針の対象となる施設は、北九州市が定める市内の障害者就労施設等とする。

4 調達の目標

調達の目標額は、60万円とする。

5 調達の対象品目

（1）物品

- ①事務用品（封筒、事務用具、用紙など）
- ②印刷物類（ちらし、リーフレット、帳票など）
- ③日用品類（被服、旗類など）
- ④食料品、飲料類（弁当、パン、菓子類、コーヒー、茶など）
- ⑤農作物類（花苗、野菜苗など）
- ⑥啓発用品、記念品類（小物雑貨など）
- ⑦その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

- ①清掃、施設管理（清掃、草刈、施設管理など）
- ②情報処理（ホームページ作成・管理、データ入力・集計など）
- ③点訳、テープ起こし（点訳・点字作成、テープ起こしなど）
- ④印刷、製本（ポスター、カタログ、報告書などの印刷・製本）
- ⑤クリーニング
- ⑥軽作業（袋詰め、封入、梱包など）
- ⑦その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達方針の公表

障害者就労施設等からの物品等の調達の実績については、本学ホームページにより公表する。